

新しい審査のイメージ

厚生労働省健康局

1. 今後の原爆症認定の審査に当たっては、
 - ①被爆から長い年月が経過し被爆者が高齢化していること
 - ②放射線の影響が個人毎に異なることなどに鑑み、これまでの原因確率による審査を全面的に改め、迅速かつ積極的に認定を行うこととする。
2. このため、自然界の放射線量（1mSv）を超える放射線を受けたと考えられ、被爆地点が約3.5km前後である者及び爆心地付近に約100時間以内に入市した者並びにその後1週間程度の滞在があった範囲にある者が以下の症例を発症した場合には、格段の反対すべき事由がなければ、積極的に認定を行う。
3. 具体的には、
 - (1) がん、白血病及び副甲状腺機能亢進症について
放射線起因性を推認させる様々な事情を考慮して積極的に認定を行うとともに、こうした記録がない場合にあっても、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。
 - (2) 放射線白内障について
老人性白内障を除き、積極的に認定する。
 - (3) 心筋梗塞について
放射線起因性が認められる心筋梗塞を認定する。
4. また、これまでの認定の実態を踏まえて、幅広く審査会の審査を省略し、大臣が認定を行う。
5. 2. 以外の場合についても、個別審査の上、総合的判断を加え、認定の判定を行う。